

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年3月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第8号

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年永平寺町規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

建築職	有資格者(建築士2級以上)かつ設計・工事監理・施工管理等の実務経験を3年以上有する者	37	41
-----	--	----	----

」を「

建築職	有資格者(建築士2級以上)かつ設計・工事監理・施工管理等の実務経験を3年以上有する者	37	41
図書館副館長	学歴免許問わず	29	29

」に、「

学校教育支援員	学歴免許等問わず	5	13
---------	----------	---	----

」を「

学校教育支援員(小学校)	学歴免許等問わず	5	13
学校教員支援員(中学校)	有資格者(教員免許)	13	21

」に、「

学校運営支援員	学歴免許等問わず	1	1
---------	----------	---	---

」を「

学校運営支援員	学歴免許等問わず	1	1
複式学級支援員	有資格者(教員免許)	13	21

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。